

## (4) 対中国外交

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業

良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)

9 間断なき対話を通じた日中間・・・個別事業群の各種協力の推進

10 日中経済関係の強化・・・個別事業群

11 人的交流の拡大とそのため・・・個別事業群環境整備

### 【基本政策の意義】

わが国は日中関係を最も重要な二国間関係の一つとして重視。地理的、政治的、経済的に深い関係を有する中国との間で安定した協力関係を築いていくことは、わが国の安全と繁栄にとって極めて重要である。また、この地域及び国際社会の平和・安定と繁栄を確保するためにも、日中間の「共通利益」の拡大を通じて、「未来志向」「利益共有型」の日中関係を発展させ、二国間関係のみならず、地域及び国際社会が直面する課題においても協力関係を深化・推進していくことが極めて重要である。

### 【基本政策と中期施策との関係】

日中関係は、幅広い分野で協力が進展している。こうした協力関係をさらに発展させ、「未来志向」「利益共有型」の日中関係を構築するためには、(イ)間断なき対話を通じて両国政府間の意思疎通を強化し、相互理解・相互信頼を増進し、日中間の各種協力を一層推進すること、(ロ)相互補完関係にある日中経済関係を強化するために、紛争の早期発見・未然防止に努めるとともに、わが国企業支援を含め、経済関係の円滑な運営に向けた環境整備を図ること、(ハ)人的交流の拡大を通じて日中両国の国民レベルの相互理解・相互信頼を深め、感情に左右されない「未来志向」の日中関係を構築するとともに、在留邦人の安全確保及び治安協力など、人的交流の拡大に伴う環境整備を図ることが極めて重要である。

### 【有識者の意見等】

「(日中間の「共通利益」を拡大するとの方針は、)互いを軍事的、経済的な脅威とみなすような思考を排し、双方の経済力や技術力をビジネスチャンスと捉える発想だ。」「北朝鮮など地域問題でも緊密な協力が可能になる。」「日中関係の新たな考え方としては一考に値する。」(平成15年4月6日付毎日新聞社説)

「両国間の交流は非常に密になっていて、プラスの面がたくさんあるということがはっきりした。残念ながら、いくつか問題がないわけではない。」「しかし、全体として日中関係は極めて良い方向に進んでいると認識して良い。」(同年12月6日、新日中友好21世紀委員会第1回会合終了後の小林座長記者会見)

## 9 間断なき対話を通じた日中間の各種協力の推進

評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
評価実施年月日	平成16年3月24日
<p><b>1. 【評価を行う目的】</b></p> <p>間断なき対話を通じた日中間の各種協力の推進状況について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p><b>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</b></p> <p><b>(1) 施策の目的と背景</b></p> <p>日中関係は、わが国にとって、最も重要な二国間関係の一つである。近年、中国が高い経済成長率を背景に国際社会で発言力を強める中、日中国交正常化30周年及び日中平和友好条約締結25周年を経て、同国との間で「未来志向」「利益共有型」の協力関係をさらに発展させていくためには、二国間の相互理解・相互信頼を一層促進させるとともに、北朝鮮情勢をはじめとする地域の問題や国際社会全体の課題についても協力を深め、日中間の「共通利益」を拡大していくことが重要である。このために、政治・安全保障、経済等、幅広い分野において間断なき対話を維持・発展させ、意思疎通の強化及び相互理解・相互信頼の促進に努めることが極めて重要であり、こうした観点から、わが国は、以下のような様々な事業を積極的に実施してきた。</p> <p><b>(2) 施策の概要</b></p> <p><b>(イ) 要人往来をはじめとする間断なき対話の推進</b></p> <p>政府ハイレベルの往来にとどまらず、各種国際会議等の機会を捉え、日中首脳会談及び外相会談等を積極的に行い、意思疎通の強化を図っている。こうした会談では、二国間関係についてのみならず、北朝鮮情勢をはじめとするこの地域が直面する問題及び国際社会の課題について率直な意見交換を重ね、日中間の「共通利益」を拡大すべく協力的な関係を構築してきている。平成15年度は以下のように日中間の対話を推進した。</p> <p><b>(a) 政府ハイレベルの主な往来</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川口外務大臣の訪中（4月6日～7日）</li> <li>扇国土交通大臣の訪中（8月3日～6日）</li> <li>福田官房長官の訪中（8月9日～11日）</li> <li>李肇星外交部長の訪日（8月10日～13日）</li> <li>石破防衛庁長官の訪中（9月1日～4日）</li> <li>呉邦国全人代委員長の訪日（9月4日～10日）</li> </ul> <p><b>(b) 国際会議等の機会を捉えた日中首脳会談及び外相会談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サンクトペテルブルグ建都300周年における日中首脳会談（胡錦濤国家主席、5月31日）</li> </ul>	

ASEAN+3 外相会議における日中外相会談（6月17日、プノンペン）

国連総会における日中外相会談（9月24日、ニューヨーク）

ASEAN+3 首脳会談における日中首脳会談（温家宝総理、10月7日、パリ）

APEC首脳会談における日中首脳会談（胡錦濤国家主席、10月20日、バンコク）

### （ロ）新日中友好21世紀委員会の立ち上げ

本委員会は、日中友好協力関係を21世紀において安定的に発展・強化させていくため、日中双方の有識者が政治、経済、文化、科学技術等広範な角度から検討し、両国政府に提言・報告を行うことを目的に、平成15年5月及び10月に小泉総理と胡錦濤国家主席との間で行われた日中首脳会談においてその立上げにつき合意され、今後基本的に年一回の全体会合を開催していくものである。同年12月5日及び6日に中国・大連で第1回会合が行われた。

## 3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

### （1）必要性

日中関係は最も重要な二国間関係の一つであり、近年成長著しい中国との間で「共通利益」を拡大し、協力関係を強化することは、わが国の国益を増進するとともに、この地域の平和と繁栄を確保することに寄与することとなる。そのためには、総理や外相等のハイレベルを含む日中双方の各層が絶え間なく対話を行い、相互理解・相互信頼を深めることが重要であり、その政策の企画立案・実施は、「良好な国際環境の整備を図ること」及び「国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること」（外務省設置法第3条）を任務とする外務省が主導する必要がある。

### （2）有効性

平成15年度も、これまでに引き続き、政府要人の往来及び国際会議等の機会を捉えた二国会談を積極的に行った。特に、平成15年は中国新指導部が発足した年であり、3回の首脳会談、4回の外相会談等を通じて、胡錦濤国家主席及び温家宝総理をはじめとする中国の新しい指導者との間でも相互理解・相互信頼を増進し、日中関係の重要性について共通の認識を得ることができた。また、こうした機会を捉え、二国間関係のみならず、北朝鮮情勢をはじめとする地域情勢等、幅広い分野における率直な意見交換を通じて、日中間の「共通利益」を拡大していくことが重要であるとの認識を共有し、六者会合の開催をはじめとする具体的な成果を得ることができた。

さらには、日中外交当局間協議など各種政府間の対話を重ねているほか、5月の日中首脳会談においてその立上げに合意した新日中友好21世紀委員会は、有識者による幅広い分野での政策提言・報告の場として、重層的な日中関係の構築に寄与し、第1回会合では、日中関係における大局的・戦略的観点の重要性について合意したほか、現在の日中関係は全体としては良好との認識の下、両国が直面する「チャンスとチャレンジ」のリストを作成し、小グループ会合等を通じ意見交換を継続していくことを確認するなど、「未来志向」の日中関係の構築に向けて着実に成果をあげている。

以上のとおり、政府間の対話を実施するにあたり、二国間のチャネルのみならず、様々な国際会議の機会を有効的に活用して二国間会談をアレンジするなど、効率的に対話を進めることができた。また、政府間のチャネルのみに依存することなく、新日中友好世21紀委員会等政府外からの政策提言も有効に活用し、多角的な政策の企画立案に努めている。

### **(3) 優先性**

間断なき対話を通じた各種協力の推進は、日中間の相互理解・相互促進を増進するために有効的な手段であり、優先的に実施されるべきものであった。

## **4. 【評価の結果】**

### **(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他**

間断なき対話による各種協力の推進は、効果的な対中国外交の促進に不可欠であるため。

## **5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】**

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。

## **6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】**

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
- ・ 外交青書

## **7. 【備考・特記事項】**

対中国外交を含め、外交の成果は中・長期的な視点からみることが不可欠であり、必ずしも短期間で目に見える効果が確認できるものではないことに留意する必要がある。

## 10 人的交流の拡大とそのための環境整備

評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
評価実施年月日	平成16年3月24日
<p><b>1. 【評価を行う目的】</b></p> <p>人的交流の拡大とそのための環境整備の状況について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p><b>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</b></p> <p><b>(1) 施策の目的と背景</b></p> <p>(イ) 日中間の人的往来は300万人を超え、史上最高の水準を記録し、両国間の相互理解・相互信頼の増進に寄与している。その一方で、日中両国のお互いに対する認識は、必ずしも望ましいものとは言えず、平成15年は日中両国で生じた一部の事件・騒動などについて、お互いの国民に対して感情的な反応が見受けられる時期もあった。インターネットの普及による多様な情報の流通は、多面的でより客観的な判断を導き得る一方、断片的かつ感情的な情報をも増幅させる側面を有している。こうした状況を踏まえれば、日中政府間の対話推進のみならず、両国国民間の様々なレベルでの交流を拡大し相互理解・相互信頼を増進することは、一層重要性を増しており、また、感情に左右されない「未来志向」の日中関係を構築していくための礎となるものである。</p> <p>(ロ) また、日中間の人的交流の拡大に伴い、様々な問題が生じることは避けられず、自国民保護及び治安当局間の協力が一層重要となっている。そうした観点から、人的交流の拡大に努めると同時に、円滑な人的交流が確保されるための環境整備を行っていく必要がある。</p> <p><b>(2) 施策の概要</b></p> <p><b>(イ) 各種招へい事業、知的交流の推進</b></p> <p><b>各種招へい</b></p> <p>改革・開放支援、中堅指導者招へい、青年招へい、オピニオンリーダー招へい等の各種招へい事業を実施し、特に、対日政策に影響力を有する政府関係者や有識者等を招へいし、対日理解の向上を図っている（改革・開放支援：13名、中堅指導者招へい：8名、青年招へい：48名、オピニオンリーダー招へい：1名）。</p> <p><b>知的交流</b></p> <p>知的交流分野における交流促進のために、日中知的交流支援事業を実施している。平成15年は「日本イメージ、中国イメージの形成に関する日中共同研究」、「WTO加盟後加速する中国の『世界の工場』化 - FTAへの展望と課題 - 」、「中国環境技術の強化・育成と今後の展開に関する共同研究」、「産業連携促進のための外資系企業誘致に関する日中共同研究」、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」、「市場経済転換期の中国の政治過程に関する日中共同研究」の6件の研究交流について支援し、日本側研究者のべ50人、中国</p>	

側研究者のべ60人が相互訪問した。

### **(ロ) 領事関係国際約束の締結交渉**

平成14年5月に北朝鮮人5名が在瀋陽日本総領事館への入館を試み、中国の武装警察官に拘束・連行された事件を受け、類似事件の再発防止の観点等より、平成14年8月と平成15年8月に日中間の領事協力の枠組みに関する協議を実施。この結果を踏まえ、政府部内において検討を行った結果、自国民保護、治安協力の観点等から相手国国民を拘束した際の「義務的通報」制度の確立を目的として領事関係国際約束締結交渉を開始するとの方針を決定し、平成15年4月に第1回交渉を行った。

## **3. 【施策の評価の観点と効果の把握】**

### **(1) 必要性**

対日政策の形成に影響力を有する政府関係者や有識者等を外務省が招へいし、日中両国国民レベルの相互理解・相互信頼を増進することは、「調和ある対外関係を維持」するために（外務省設置法第3条）、「文化その他の分野における国際交流」（同法第4条1）を所掌する外務省の任務である。また、日中間の人的交流の拡大にともなって様々な事案が発生する状況において、領事関係国際約束交渉をはじめ、邦人保護・治安協力の強化を図ることは、「海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること」（同法第4条9）を目的に「日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力」（同法第4条2）等を所掌する外務省が担うべき任務である。

### **(2) 有効性**

各種事業による計70名の招へいにおける、わが国の各界関係者との意見交換及び企業、文化関連施設等の視察等並びに知的交流分野における日本側研究者のべ50人、中国側研究者のべ60人の相互訪問・学術交流等を通じて、わが国の政治・経済・歴史・文化に対する被招へい者の理解を増進し深めさせることができ、日中間の国民レベルにおける相互理解・相互信頼の増進に寄与した。各分野で指導的役割を果たし得る政府関係者及び有識者が今回の招へいにより対日理解を増進できたことは、中・長期的にみれば、感情に左右されない「未来志向」の日中関係を構築していくための礎となるものである。

また、領事関係国際約束締結交渉については、4月に行われた第1回交渉で、今後、具体的案文を詰めるための作業グループを設けることで合意し、早期締結に向けて現在具体的案文の検討作業を進めており、自国民保護及び治安協力などの観点から環境整備を早急に進めている。

平成15年4月以降、中国における重症急性呼吸器症候群(SARS)感染が拡大したため、招へい事業は一時中断を余儀なくされたが、SARSの収束後、一層積極的かつ効率的な実施に努めた。また効率的な日程作成に心がけるとともに、各種招へいスキームを組み合わせた団員構成とするなど、コスト節約の観点からも効率的な事業の実施に努めた。

### **(3) 優先性**

人的交流の拡大とそのための環境整備は、日中の友好関係を促進するための礎となる施策であり、優先的に実施されるべきものであったといえる。

#### 4. 【評価の結果】

##### (1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

人的交流の拡大を通じた相互理解・相互信頼の増進は、その効果について短期間で定量的に測定することは必ずしも容易ではないが、継続し、着実に実施していくことが重要である。

#### 5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。

#### 6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
- ・ 外交青書

#### 7. 【備考・特記事項】

人的交流の拡大がもたらす効果（国民レベルでの相互理解・相互信頼の増進等）は、中・長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないことに留意する必要がある。

## 1 1 日中経済関係の強化

評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
評価実施年月日	平成16年3月24日
<p><b>1. 【評価を行う目的】</b></p> <p>日中経済関係の強化状況について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p><b>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</b></p> <p><b>(1) 施策の目的と背景</b></p> <p>(イ) 近年中国経済は急速に成長を続け、平成15年はSARSの影響を受けつつも、9.1%の経済成長率を達成するなど順調に発展しており、対外経済関係についても、平成15年の貿易総額は史上最高の8512.1億ドルとなったほか、平成14年には世界第1位の投資受入れ国となり、貿易・投資ともに順調に推移している。こうした流れに伴い、日中経済関係についても、貿易・投資ともに飛躍的に拡大しており、中国はわが国にとって第2位、わが国は中国の第1位の貿易相手国であり、平成15年の日中貿易総額は史上最高の1324億米ドルに上ったほか、わが国の対中投資も昨年は契約ベースで前年比5割増しと順調に伸長しており、対中投資が貿易を牽引する好循環が定着し経済関係が一層緊密化している。</p> <p>(ロ) 中国経済は、マクロ経済の好調さの一方で、深刻な地域間格差、失業、農業・農村問題、国有企業改革等の多くの課題に直面しているが、輸出先・投資先として存在感が増大しているすう勢を疑う余地は少なく、現に中国経済の発展はわが国の経済を活性化させる「好機」となっている。また、安定した日中関係をさらに発展させ、「共通利益」を拡大していくためにも、日中両国の経済関係を強化することは有益である。こうした観点から、日中関係の緊密化に伴う経済紛争の早期発見・未然防止に努めるとともに、日中両国の経済面での相互補完関係を強化することは極めて重要である。</p> <p><b>(2) 施策の概要</b></p> <p><b>(イ) 日中経済パートナーシップ協議の推進</b></p> <p>この協議は、両国首脳の合意の下、日中両国間に潜在する経済紛争の予防を図り、経済面での相互補完関係を強化する目的で、平成14年から年1回開催しており、日中間に存在する諸問題（例えば、知的財産権侵害、国民の食の安全に関する問題、わが国化学製品等に対するアンチダンピング措置等）の早期解決をはかっている。</p> <p>また、この協議のような定期協議では対応できない随時発生する個別具体的な問題（例えば、平成15年度においては中国産家きん肉の輸入一時停止措置等）についても、関係省庁と緊密な連携をとり、日中両国間の協議を通じて問題の解決をはかっている。</p> <p><b>(ロ) 各種協定の効果的実施</b></p> <p>貿易・投資のみならず多様な経済関係を構築するため、日中環境保護協力協定、日中科学技術</p>	



協力協定、渡り鳥保護協定、日中漁業協定及び日中航空協定等の各種協定の効果的な実施を通じて、多角的かつ重層的な日中経済関係の強化をはかっている。

### 3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

#### (1) 必要性

日中経済関係の拡大・深化に伴い、経済紛争が生じることも避けられず、紛争の早期発見・未然防止を図ることが重要である。従来、日中間には、各分野（農業、通商等）の当局間協議はあったが、それらを含めた経済協議が存在せず、特定分野の経済問題が日中関係全体に波及した事例（平成13年のねぎ等3品目に係るセーフガード問題）を未然に防止することが十分できなかった。こうした問題意識から、関係省庁の参加の下、包括的に日中経済関係を協議するために、日中経済パートナーシップ協定を立上げ、わが国企業支援を含め、日中経済関係の円滑な運営のための環境整備を行っている。こうした取組、「調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進」（外務省設置法第3条）を図るために、「対外経済関係」に係る外交政策を所掌（同法第4条1）し、「日本国民の海外における経済上の利益の保護及び増進」（同法第4条8）することを任務とする外務省が主導的に進める必要がある。

#### (2) 有効性

(イ) 平成15年10月の第2回日中経済パートナーシップ協定においては、事前にわが国経済界からの意見・要望を聴取の上で、わが国より、中国側アンチダンピング調査に対する懸念、法令の徹底及び透明性向上を含む投資環境の改善、知的財産権保護の徹底、わが国企業が直面するビジネストラブルへの善処等、貿易・投資面での個別問題について提起し忌憚なき意見交換を行い、早期発見・未然防止という観点から成果を得た。

(ロ) 各種協定は、両国の政府関係部門の参加の下、それぞれ以下の成果をあげた。

- (a) 日中環境保護協力協定：10月、日中環境保護合同委員会第6回会議を開催し、環境政策について今後の二国間での協力プロジェクトをとりまとめた。
- (b) 日中科学技術協力協定：2月、第10回日中科学技術協力委員会を開催し、科学技術政策について今後の二国間での科学技術協力プロジェクトをとりまとめた。
- (c) 渡り鳥等保護協定：12月、第10回日中渡り鳥等保護協定会議を開催し、日中双方が関心を有する渡り鳥（スグロカモメ、クロツラヘラサギ等）の調査研究を引き続き強化していくことで合意した。
- (d) 日中漁業協定：12月、第5回日中漁業共同委員会を開催し、平成16年の日中双方の水域における操業条件及び暫定措置水域における資源管理措置等について双方政府に対し勧告を実施した。
- (e) 日中航空協定：7月、日中航空当局間協議を開催し、運営路線に関する日中航空協定の付属書の改正について意見の一致をみた。

#### (3) 優先性

日中経済関係の強化は、日中関係全体のみならず、わが国経済の活性化に資するものでもあり、本施策は優先的に実施されるべきものであったといえる。

#### 4. 【評価の結果】

##### (1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

日中経済関係は貿易・投資ともに急速に拡大・深化しているほか、環境、科学等の分野でも進展しており、引き続き上述の施策を継続していくことが必要である。

#### 5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。

#### 6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
- ・ 『外交青書』

#### 7. 【備考・特記事項】

日中経済関係が急速に拡大、深化するにつれ、日中経済に関する業務も急増しているが、日中経済パートナーシップ協議の実施、各種協定の効果的実施のほか、個別具体的な問題・分析についても、中国課経済班を中心に効率的な業務分担を行っており、その効果が各施策に反映されている。

なお、日中経済関係の強化は、多くの主体が存在し、また省庁横断的な施策であるため、外務省の施策による効果のみを抽出することは容易ではないこと、また経済関係の強化は長期的な視点が必要であり、必ずしも短期的に目に見える効果が確認できるものではないことに留意する必要がある。